



さちが丘A地区

所在地:旭区さちが丘



建築協定を締結している住宅地。敷地境界は原則生垣とし、フェンス等工
作物物の設置については運営委員会の承認を得なければならない。その他
にも建築物の軒の高さは地盤面から7.5mを超えてはいけない等の基準
があり、各戸の生垣等の植栽が連なり、緑豊かで整った景観を形成して
いる。さらに、居住環境を高めるため、住民たちで「さちが丘A地区まちづ
くり指針」を定め、外壁色の周囲への調和などを求めている。

